

自転車指導啓発重点地区・路線(米沢警察署)

令和6年4月

【地区】南米沢駅北方地区

①

選定理由

- ・高等学校が複数点在し、通学等での**自転車利用者が多く、並進、右側通行が多い。**
- ・**自転車利用者のルール違反やマナー**についての要望が多数。

【路線】県道米沢環状線

②

選定理由

- ・教育施設前の道路で、通学等での**自転車通過が多く、並進、右側通行が多い。**
- ・**自転車利用者のルール違反やマナー**についての要望が多数。

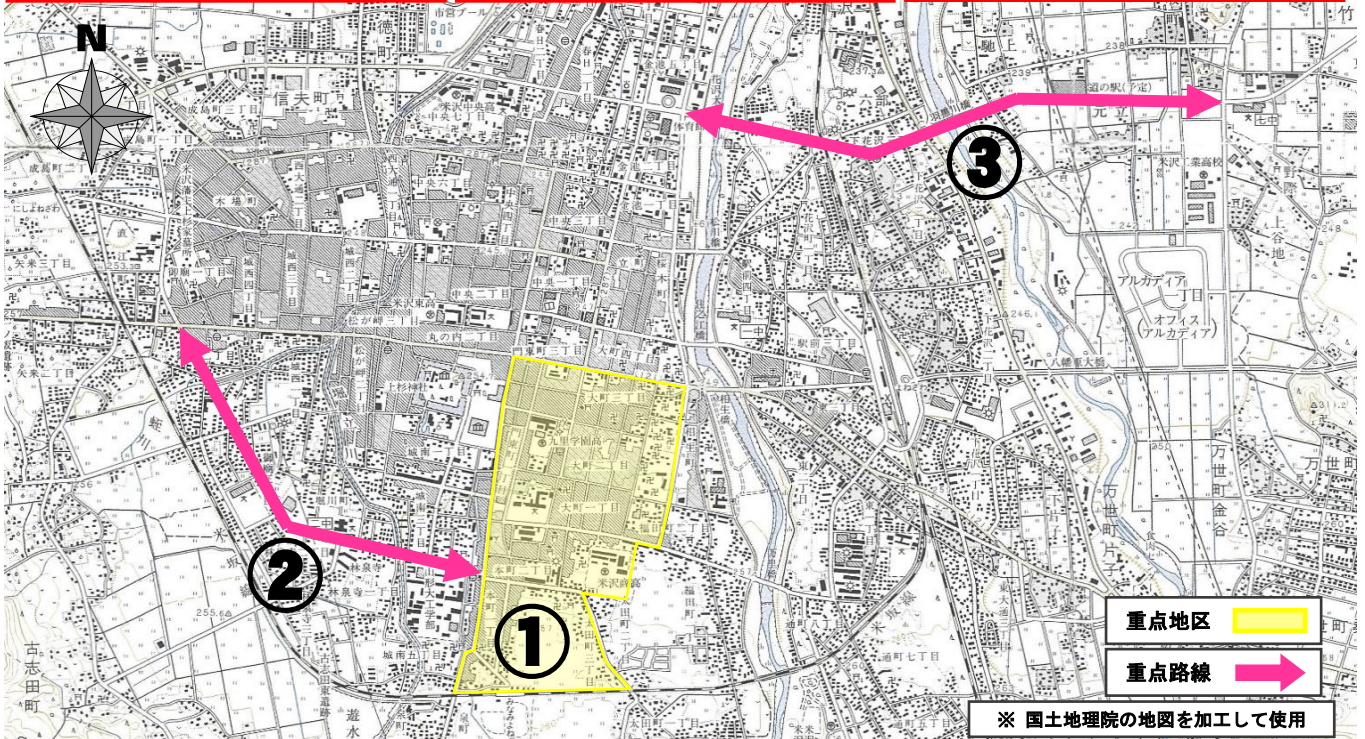
【路線】主要地方道

米沢高畠線

③

選定理由

- ・中学校、高等学校及び商業施設があり**自転車利用者が多く、安全な通行方法の周知が求められている。**
- ・令和5年11月7日に**自転車と歩行者の死亡事故が発生。**



上記重点地区・路線で、

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながら運転
- 横に連なったの運転



自転車関連事故発生状況 (R5)

区分	米沢警察署管内			
	重点地区①	重点路線②	重点路線③	
自転車関連事故	43件	2件	5件	2件

- 時間帯別 8時～17時の時間帯 (特に8時台、16時台、17時台)
- 道路形状別 交差点
- 事故類型別 出会い頭事故 が多い

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう! ★

1 歩道は、歩行者優先!

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者を避けなければならない時は一時停止をしましょう。横に複数台並んでの運転は、危険ですので絶対にやめましょう。

2 ながら運転は危険!

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止!

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

4 ヘルメットの着用!

もしもの交通事故に備えてヘルメットを着用しましょう。

警察では、自転車運転者の交通違反に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

